

富山市災害時等協力事業所登録制度の概要について

災害時等において市等が行う防災活動に協力していただく事業所の登録制度として、「富山市災害時等協力事業所登録制度」を創設します。

事業所も地域の一員として、災害が発生した直後から出来る範囲内で防災活動に協力していただくことを目的とするものです。

1．災害時等の登録する協力内容

登録内容は、人材や物品の協力、避難所施設の提供など、事業所がボランティアとして協力出来る内容を登録していただきます。

(1)人材協力

救助、救出等の現場に関する活動
応急土木復旧作業活動
避難所の運営活動 など

(2)物品協力

食料品の支援
衣料品、衛生材料、介護用品の支援
寝具の支援
井戸水の提供及び使用に関する支援
日用品の支援 など

(3)避難所施設等の提供

避難場所となる施設の提供
仮設物の支援
家庭電気製品の支援 など

(4)資機材等に関する支援

建設重機の支援
負傷者等の搬送用車両等の提供
広報用車両等の提供
災害対策活動に必要な資材の提供 など

(5)その他防災上必要な協力・支援

2．協力・支援の期間

(1) 事業所の本来の業務に支障のない範囲の期間とします。

(2) 災害の状況によりますが、原則として1日から3日間とします。

3．市の経費等の負担

- (1) 事業所の自主的なボランティア精神に基づくものであり、出来る範囲内で被災者や被災地域の支援活動に協力していただくものであることから、市の経費等の負担はありません。

4．災害、負傷に関する補償

- (1) 事業所の自主的なボランティア精神に基づくものであることから、災害、負傷に関する市の補償はありません。

5．登録の期間

- (1) 最初の登録は2年以内とし、登録抹消の申出がない場合には、さらに2年間自動延長するものとし、以後についても同様とします。
- (2) 事業を廃止した場合等については、登録を抹消します。

6．地域住民に対して制度の周知

- (1) 富山市のホームページで、富山市災害時等協力事業所として、原則、公表します。
- (2) 登録内容等に関する情報は、消防署及び消防団・自主防災組織に情報を提供します。
- (3) 登録事業所は、自らが富山市災害時等協力事業所である旨を、自社パンフレットやホームページ、看板、名刺などに表示することが出来ます。

7．活動成果に対する評価

- (1) 事業所の自主的なボランティア精神に基づくものであることから、活動成果に対する評価はありません。

8．登録の審査

- (1) 登録の申請があった場合は、申請内容を確認するとともに、必要に応じて協力内容の確認も行います。

9．災害時の協力要請方法

- (1) 自治振興会、町内会などからの要請
- (2) 自主防災組織からの要請
原則として、市が仲介して事業所に協力を要請することはありません。